

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

石川県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。本制度において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

	①一時的に生活資金が必要な方 (緊急小口資金)	②生活の立て直しが必要な方 (総合支援資金)
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※「くらし再建支援センターかほく」の支援を受けることに同意していることが要件です。
貸付上限額	20万円以内 ※従来の10万円以内とする取扱を拡大しており、要件についてはお問い合わせください。	●(2人以上) 月20万円以内 ●(単身) 月15万円以内 貸付期間:原則3月以内
据置期間	1年以内	1年以内
償還期間	2年以内	10年以内
貸付利子保証人	無利子 不要	無利子 不要
貸付状況 (10月末現在)	貸付件数：84件 貸付総額：15,745,000円	貸付件数：42件 貸付総額：24,480,000円
受付期間 (11月10日現在)	12月末まで 窓口：12月28日(月)まで ※土日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで 郵送：12月31日(木)までの消印があるもの	

※いずれも貸付要件により、対象とならない場合があります。
具体的な内容につきましては、お問い合わせください。

申込先：かほく市社会福祉協議会

住居確保給付金(家賃)のご案内

休業などによる収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失う恐れがある世帯を対象として、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、自治体から家主へ直接支払われます。

支給上限額 **4万100円/月**(世帯状況などにより上限額が変動)

申込先：くらし再建支援センターかほく